

報告第18号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年11月28日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日 局名	専決処分 年月日	損害賠償 の額	事件の概要
1	環境局	23. 6. 20	円 26,691	平成23年2月1日、川崎区田島町20番11号先交差点で、本市検査測定車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者（*****）所有の普通乗用車に接触し、そのはずみで当該普通乗用車が、被害者（*****）所有のフェンス及び被害者（*****）所有の自転車に接触し、ともに破損させたもの
2	環境局	23. 7. 1	円 3,160	
3	環境局	23. 8. 1	円 225,980	
4	環境局	23. 8. 9	円 26,000	平成23年6月21日、高津区久地1丁目11番20号先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようとした際、被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
5	環境局	23. 8. 19	円 42,000	平成23年7月1日、高津区溝口4丁目1番14号先路上で、本市小型ごみ収集車が、右折した際、被害者所有のマンションの外壁に接触し、破損させたもの

6	環境局	23. 8. 20	円 106,050	平成23年6月3日、川崎区旭町2丁目19番11号先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のマンションの外壁に接触し、破損させたもの
7	環境局	23. 8. 26	円 338,184	平成23年6月21日、幸区古川町45番地先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、停車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
8	環境局	23. 9. 12	円 7,560	平成23年8月9日、麻生区千代ヶ丘5丁目2番地2先路上で、本市職員が、作業を行うため本市小型ごみ収集車から降車しようとドアを開けた際、右後方から走行してきた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
9	環境局	23. 10. 5	円 400,000	平成23年6月20日、中原区新丸子東3丁目1100番地12マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所のシャッターレールに接触し、破損させたもの
10	高津区役所	23. 10. 4	円 609,422	平成23年8月11日、高津区二子5丁目14番5号先路上で、本市小型ライトバンが、右折しようとした際、前方から走行してきた被害者運転の自動二輪車が、衝突を避けようと急ブレーキをかけたため、当該自動二輪車が転倒し、破損したもの
11	消防局	23. 10. 18	円 952,816	平成23年8月13日、麻生区片平2丁目2番6号先路上で、本市消防車が走行中、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
12	環境局	23. 8. 8	円 136,455	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの
13	環境局	23. 8. 9	円 674,222	建物の外壁等及び小型乗用車(被害者(ア))
14	環境局	23. 9. 16	円 461,889	建物の外壁等及び普通乗用車2台(被害者(イ))
				建物の外壁等(被害者(ウ)及び(エ))
				建物の外壁等及び小型乗用車(被害者(オ))
				建物の外壁等(被害者(カ))
				建物の外壁等(被害者(キ)及び(ク))
				建物の外壁等及び普通乗用車(被害者(ケ))
				普通乗用車及びエアコン室外機(被害者(コ))

15	環境局	23. 9. 28	円 305,349	建物の外壁等（被害者（コ）、***** ***及び被害者（サ））
16	環境局	23. 10. 7	円 576,764	
17	環境局	23. 10. 7	円 128,898	
18	環境局	23. 10. 10	円 133,781	
19	環境局	23. 10. 18	円 48,325	
			円 17,204	
20	建設緑政局	23. 9. 16	円 120,092	平成21年 4月29日、多摩区宿河原6丁目27番1号先路上で、被害者が歩行中、舗装の一部が破損して生じた段差で足首をひねり、負傷したもの
21	建設緑政局	23. 9. 16	円 28,141	平成23年 1月28日、多摩区生田1丁目2番11号先丁字路で、被害者所有の小型トラックが、右折しようとした際、蓋が外れていた側溝に落輪し、当該小型トラックが破損したもの
22	川崎区役所	23. 9. 27	円 221,828	平成22年 11月9日、川崎区駅前本町4番地11先路上で、被害者が歩行中、清掃作業のため開けられていたマンホールの蓋につまずいて転倒し、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

(1) 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成23年10月11日

公布年月日 平成23年10月13日

川崎市条例第29号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める
条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幸区の項区域の欄中「、小倉」の次に「、小倉1丁目、小倉2丁目、小倉3丁目」を加える。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例（昭和46年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則の表幸区役所日吉出張所の項所管区域の欄中「、小倉」の次に「、小倉1丁目、小倉2丁目、小倉3丁目」を加える。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

川崎市立小倉小学校	川崎市幸区小倉1, 119番地
-----------	-----------------

」

を

「

川崎市立小倉小学校	川崎市幸区小倉2丁目20番1号
-----------	-----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成23年10月17日から施行する。

(2) 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成23年10月27日

公布年月日 平成23年10月27日

川崎市条例第30号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める
条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幸区の項区域の欄中「小倉3丁目」の次に「、小倉4丁目、小倉5丁目」を加える。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例（昭和46年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則の表幸区役所日吉出張所の項所管区域の欄中「小倉3丁目」の次に「、小倉4丁目、小倉5丁目」を加える。

(川崎市保育園条例の一部改正)

第3条 川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉1, 346番地
----------	-----------------

」

を

「

川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉4丁目6番23号
----------	-----------------

」

に改める。

（川崎市こども文化センター条例の一部改正）

第4条 川崎市こども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市小倉こども文化センター	川崎市幸区小倉1, 630番地
----------------	-----------------

」

を

「

川崎市小倉こども文化センター	川崎市幸区小倉5丁目17番59号
----------------	------------------

」

に改める。

(川崎市立看護短期大学条例の一部改正)

第5条 川崎市立看護短期大学条例（平成6年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小倉1, 541番地1」を「小倉4丁目30番1号」に改める。

(川崎市老人いこいの家条例の一部改正)

第6条 川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市小倉老人いこいの家	川崎市幸区小倉1, 800番地
--------------	-----------------

」

を

「

川崎市小倉老人いこいの家	川崎市幸区小倉5丁目32番5号
--------------	-----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成23年11月21日から施行する。